

【平成22年3月15日公表資料】

特例市並みの権限移譲について

～ 市町村ごとの「権限移譲実施計画（案）」のとりまとめ（結果）～

大阪府では「大阪発”地方分権改革”ビジョン」に基づき、平成22年度から3年間で市町村へ特例市並みの権限移譲を実現することを目指しており、平成21年7月に市町村ごとの「権限移譲実施計画」のたたき台を提示して以降、個別に市町村との協議・調整を行ってきました。

平成22年3月、今後3年間で移譲する事務について市町村との協議が整いましたので、とりまとめの結果を公表しました。

これにより、移譲を行った事務については、今後は最寄りの市町村が事務を処理することとなり、住民サービスの向上にも寄与するものと考えています。

《概要》

○移譲予定事務数 86事務

例：高圧ガス保安法に基づく許認可、身体障がい者手帳の交付、社会福祉法人の設立認可、開発行為の許可、屋外広告物の許可、大規模小売店舗新設の届出 など

○府が提示した事務数 延べ2,762事務

市町村の受入事務数（3年間） ※延べ2,070事務（約74.9%）

※受入事務数については最新データに置き換え

○権限移譲の受け皿としての広域連携体制の構築

- ・豊能地域（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）
- ・南河内地域（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）
- ・泉北地域（泉大津市、忠岡町）
- ・泉南地域（泉佐野市、田尻町）（阪南市、岬町）